

道路運送車両法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 保管中の自動車登録番号標の紛失の届出
- ② 手続根拠 : 自動車登録番号標交付代行者規則第8条第3項
- ③ 手続対象者 : 自動車登録番号標交付代行者
- ④ 提出時期 : 保管中の自動車登録番号標が紛失したとき
- ④ 提出方法 : 紛失した年月日、番号、枚数及び理由を、事業場の所在地を管轄する運輸支局（以下「運輸支局」という。）を経由して運輸局に届け出ることとなっています。（自動車登録番号標交付代行者規則第8条第3項、第14条第1項参照）
なお、詳細については、運輸支局にご確認願います。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 運輸支局にご確認願います。
- ⑧ 申請書様式 : 運輸支局にご確認願います。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 運輸支局にご確認願います。

2. 窓口案内

- ① 提出先 : 運輸支局
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/html/car22.htm>
- ② 受付時間 : 運輸支局にご確認願います。
- ③ 相談窓口 : 運輸支局

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 運輸支局にご確認願います。
- ② 標準処理機関 : 運輸支局にご確認願います。
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)